

八千代町立地企業環境整備補助金

町内の事業者が、町内の事業所周辺の生活環境の改善・向上を図ることを目的として、環境整備に関する取組を行う場合に、必要な経費に対し、補助金を交付します。

【対象となる事業者】

以下のすべての要件を満たしている事業者が対象（以下「対象事業者」）となります。

- (1) 町内において、雇用保険法による適用事業を行っていること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 八千代町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

【対象となる事業所】

対象事業者の事業所のうち、以下のすべての要件を満たしている事業所が対象となります。

- (1) 町内において、1年以上同一の業種を営んでいる事業所であること。
- (2) 当該事業所において、法令で定める雇用保険の被保険者となる従業員を、常時30人以上雇用していること。

【対象となる経費】

以下に掲げる設備の整備に係る経費が対象となります。（※ただし、消費税は除く）

- (1) 事業所周辺の街路灯や交通安全施設の整備に係る費用
- (2) 防音設備の設置及び防音を目的とした生産設備の改造・交換に係る費用
- (3) 防音効果のある建物、建物付属施設（防音壁、防音ガラス等）の設置に係る費用
- (4) 騒音を低減するために行う空調設備の設置や改修工事に係る費用
- (5) 防振設備の設置及び防振を目的とした生産設備の改造・交換に係る費用
- (6) 脱臭装置（臭気低減設備）の設置及び脱臭を目的とした生産設備の改造・交換に係る費用
- (7) 臭気を低減するための改修工事（排出口の向きや位置、高さを変更する等、臭気を低減するための工事）に係る費用
- (8) その他、事業所周辺の環境整備に資する事業で、町長が特に認めたもの

【補助金の交付額】

○ 補助対象経費の2分の1以内（※1事業所当たりの限度額は250万円）

（※ただし、同一の事業所に対する補助金の交付は、同一の会計年度において1回限り。）

【申請方法及び申請期間】

- 申請される方は、必ず事業内容の事前相談をした上で、申請書類をまちづくり推進課へ提出してください。
- ただし、予算額に達した段階で、募集を終了いたします。

【問い合わせ先】

八千代町役場 秘書公室 まちづくり推進課 地方創生係

〒300-3592 八千代町大字菅谷1170 TEL. 0296-48-1111

八千代町立地企業環境整備補助金交付手続の流れ

環境整備を図る取組を予定している事業者に、経費を補助します。

環境整備を計画する。 ⇒ 事業計画について、事前相談を受ける。

○ 申請に必要な書類を、まちづくり推進課 地方創生係へ提出してください。

※事業を開始する20日前までに申請してください。

【必要となる書類】

- ① 八千代町立地企業環境整備補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業実施計画書（様式第2号）
- ③ 仕様書 計画概要資料（位置図、平面図、立体図等）
- ④ 経費見積書の写し
- ⑤ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び定款の写し
- ⑥ 公共職業安定所から交付される適用事業所台帳

○ 町において、申請書類の審査および申請者の調査（納税状況等）をします。

（八千代町立地企業環境整備補助金交付要綱に基づく）

○ 申請者に、八千代町立地企業環境整備補助金交付決定通知書を送付します。

対象となる事業を開始。 ⇒ 対象となる事業完了。

○ 事業完了後14日以内に、実績報告書を町へ提出してください。

【必要となる書類】

- ① 八千代町立地企業環境整備補助金実績報告書（様式第6号）
- ② 事業実施報告書（様式第7号）
- ③ 写真（施工前、施工後）
- ④ 契約書又は請書の写し
- ⑤ 領収書及び明細書の写し

○ 内容を審査し、八千代町立地企業環境整備補助金額確定通知書を送付します。

○ 確定通知を受け取った方は、14日以内に請求書を町へ提出してください。

○ 指定された口座に、補助金を振り込みます。